

裁判員等経験者との意見交換会議事概要

- 1 日時 令和元年9月25日（水）午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 場所 岡山地方裁判所裁判員候補者待機室
- 3 参加者等

司会者 御山 真理子（岡山地方裁判所刑事部判事）

裁判官 倉成 章（同）

検察官 大原 裕吉（岡山地方検察庁検事）

同 川村 孔二（同）

弁護士 岩崎 香子（岡山弁護士会弁護士）

同 北村 一（同）

裁判員等経験者

1番 裁判員経験者

2番 補充裁判員経験者

3番 裁判員経験者

4番 裁判員経験者

5番 裁判員経験者

6番 裁判員経験者

7番 裁判員経験者

8番 補充裁判員経験者

4 議事概要

司会（御山判事）

それでは、これから裁判員等経験者の意見交換会を始めたいと思います。今年には裁判員裁判が始まりまして10周年の節目を迎えます。今回、この意見交換会にたくさんの経験者の方にエントリーしていただきました。抽せんの結果、8名の方に本日は御出席いただくことになりました。お忙しい中どうもありがとうございます。

ございます。今日は貴重な御意見を伺えると楽しみにしております。

それでは、これから出席者の自己紹介をさせていただきますが、私は司会を務めます第2刑事部の部総括の御山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

倉成判事

第1刑事部の裁判長をしています倉成と申します。今日は皆さんとお会いできるのを、またお話をお聞かせいただけるのを大変楽しみにしておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

大原検事

岡山地検で裁判の係をやっております検事の大原といいます。よろしくお願いいたします。検察官としては、今日は少し、若干緊張して参っているところはあるんですけど、遠慮なく御意見を頂ければと思っております。よろしくお願いいたします。

川村検事

同じく岡山地方検察庁で裁判の係をしております検事の川村です。よろしくお願いいたします。私が関与した事件も1件ございますので、できれば忌憚ない御意見を頂いて、今後の裁判員裁判のこちらの糧にさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

岩崎弁護士

弁護士の岩崎と申します。本日は貴重な機会を頂きありがとうございます。私も今日来られている裁判員経験者の方に関与していただいた事件も1件扱っております。率直な御意見をお聞かせ願いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

北村弁護士

弁護士の北村といいます。今回題材にしている事件では私は担当はしていませんけども、同じような事件で担当した事件がありますので、今日来ていただいた方々の意見を参考にして今後の弁護活動に励みたいと思っておりますのでどうぞよ

ろしくお願いいたします。

司会

それでは、これからはまず経験者の皆様にお一人ずつ、裁判員裁判に参加しての全体的な感想や印象について伺っていきたいと思います。

まず、経験者の1番さんは大麻栽培を業としたという事件に加えて覚せい剤の使用と覚せい剤を所持したという事件を担当されましたが、御感想などをお聞かせください。

1番

すみません、大変緊張しておりますので、うまくお話ができるかどうか分かりませんがよろしくお願いいたします。裁判員制度は存じておりましたので、書類が届いた時点で選ばれるかもしれないのを前提として日にちのスケジュール調整をして最終抽せん日に臨みました。なかなかの確率と伺っておりましたので、まさか私がというのが正直な気持ちでした。それと同時に、重大なお役目を果たせるか、緊張と不安でいっぱいでした。様々な情報があふれている昨今ですので、冷静になるために、あえて裁判所から送られてきた資料のみ読み込んでその日に臨みました。心の準備ができていなかった中、見える景色も現実感に乏しく、全て初めての経験で、今振り返ると実感がわくのに時間がかかったのが反省点の一つです。私が関わった案件は、この方が明白な被害者だというものではなく、大麻栽培、密売という組織犯罪の中のお一人だったので、非常に重大で、複雑で難しかったです。

司会

それでは、経験者の2番さんも1番さんと同じ事件を扱っていただきましたが、まず感想や印象についてお聞かせください。

2番

私も、裁判とかは、テレビとかのニュースで見る程度で、余り深く考えることってなかったんですけど、1年間可能性がありますよってという案内が届いて、

ちょっとどうしようかなということとか、もし選ばれたら仕事を休まないといけないとか、やっぱりそういう不安はありましたし、扱う事件がどのような事件なのかという不安はすごくありました。実際には大麻栽培ということで初めて担当させていただいて、分からない言葉とかがいろいろ出てきて、すごく疲れはしたんですけど、一つ一つすごく説明もよくしてくださったので、興味を持ってというか、ニュースとかでもいろんな事件を見たときに興味を持つということをするようになったので、すごくいい経験になったなというふうに思います。

司会

ありがとうございました。経験者の3番さんは、先ほどの事件の共犯者の事件で、同じく大麻栽培を業としたという事件に参加していただきました。感想などをお聞かせください。

3番

私も一緒なんですけど、私は大学で法律を専攻していたんですけど、実際に社会人になって法律とは全く違う仕事をしていたので関わることがなかったんですけど、今回たまたま選ばれて実際に裁判に参加させていただいて、自分としては何かしら大学でやったのが生きたかどうか分からないんですけど、それなりにできたかな、よかったかなと思います。あと、仕事を休むことで職場の人たち、私自身は障害者のB型事業所で作業しているんですけど、車椅子の方が多かったり、非常に大変な状況で、私自身も男性が1人だったんで、そこら辺で休みをとることで迷惑かけたんですけど、職場の方はみんな頑張ってこいというふうに言ってくれたので、その辺はすごく理解していただいたので、そちらの辺はすごく助かっています。いろいろ良い経験ができたので、今後選ばれることは余りないとは思いますが、またいつかやりたいと思います。

司会

ありがとうございました。経験者の4番さんは、広汎性発達障害に罹患している被告人が不安や悩みを抱いて家族を巻き添えにして死なせてしまおうと考えて、

自宅に放火して義理の兄とおいを焼死させ、母親についてはやけどの傷害を負わせたという事件に参加していただきました。この事件に参加していただいた感想などをお聞かせください。

4番

よろしく申し上げます。私は、期間が7日間だったんですね。重い事件で、7日間ということで、正直言って、やっぱりすごく消耗しました。本当にこのまま裁判をして、自分がもつかなと思った時期もあったぐらいです。でも、やっていくうちにいろいろ議論して、これでもか、これでもかというほど議論して結論を出していく中でいろんなことを考えるきっかけになりました、すごく。今まで、ニュースなんかも余り何も気にせず見ていたんですけれども、すごく関心を持って見るようになりましたし、ちょっとですけど、社会のことを真剣に考えて、自分が何かできることはないかなというふうに考え出したところはよかったところですけど、やっぱり本当に、自分にとっては意味はありましたけれども、消耗したというのはすごく感じました。

司会

ありがとうございました。5番さんも4番さんと同じ事件に参加していただきました。感想などについてお聞かせください。

5番

私は、仕事はしているんですけども、そこまで多くはしてなくて、ほぼ育児のほうを中心でしたので、子供たちと主人と家族、おじいちゃん、おばあちゃんたちに手伝ってもらって頑張れたという7日間でした。結構ずっと覚えているかなとか、内容的に重たかったんで覚えているかなと思ったんですけど、今資料を見てやっと思い出したぐらいなんで、日常生活に全然支障もなく過ごせていました。あと、今回、裁判員裁判を経験したことによって、新聞でも流して見ているところを細かく見るようになりましたし、ああ、この事件は裁判員裁判でやっていく事件なんじゃ、期日が何日間あるんじゃないかなみたいな、そんな感想も思いながらも、

そういう、いろんなことを考えながら世の中の流れを感じるようになったので、本当にその経験というのは今回があったからじゃないのかなというふうには思っております。子供たちにもいろいろ教える部分があると思いますので、これからいろいろ教えていきたいなと思っております。

司会

ありがとうございました。経験者の6番さんは、SNSを通じて知り合った被害者に対して被告人が顔面を拳骨で殴るなどして反抗を抑圧して強制的に性交してけがを負わせたという事件を担当していただきました。その件に関する感想などをお聞かせください。

6番

私も最初に郵便物が届いたときには間違いかなというふうに思っていて、実際にこの場に来るまでは受けたくないという気持ちのほうが強かったんですけども、抽せんで選ばれてからはその気持ちが本当に逆転して、最後まで頑張ろうという気になって3日間真剣に向き合わせていただきました。もともとネットニュースのほうでは本当に動画だけで、事件を眺めているだけの状態なんですけれども、そういった事件の裏でもたくさんの方々が動いておられるっていうことがよく理解できました。特に裁判所の方が本当にたくさん携わっておられるんだというのを感じることができました。この事件についても、被害者が未成年ということで、ちょっと感情移入し過ぎてしまったところもありましたけれども、それはひょっとしたら裁判員制度の目的の一つなのではないかなというふうにも思いながら3日間過ごさせていただきました。貴重な体験をさせていただきました。ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。経験者の7番さんは、大麻栽培を業としたという事件に参加していただきました。この事件に参加された感想や印象についてお聞かせください。

7 番

被告人の人生を左右するという判断を下すということで、大きな責任を感じて裁判員として参加させていただきました。結果的には裁判所の職員の方々が始めから終わりまで非常に丁寧な対応をしてくれたということ、それから裁判に実際に向かうということで、裁判官の方から分かりやすく、それから難しい判断をしないといけないところもかみ砕いてこう考えなさいとかという考え方の説明があったりして、そういうことをしながら、不安な気持ちが消えていきながら取り組めたというのが一番の印象です。意見を述べるときにも話しやすい雰囲気をつくっていただいたので、私を含めて裁判員全員の人から活発な、いろんな角度からの意見が出ました。そういうことを通じて一つの犯罪を勉強することができたし、社会人として関わられたということに対しては非常に感謝しています。

司会

ありがとうございました。経験者の8番さんも同じく大麻栽培を業としたという事件に参加していただきました。是非御感想などをお聞かせください。

8 番

裁判のときより緊張しているので、うまくしゃべれるか不安なんですけどよろしくお願ひします。まず、マイナスの面を言わせていただきます。私は、裁判所からちょっと距離があるところに住んでいるので、何回も裁判所に通うというのは体力的にしんどい部分がありました。プラスの面といたしましては、司法に対する考え方がいい意味で変わりました。大学の授業の一環で裁判を傍聴しなきゃいけないといったことがあったんですけど、正直もう二度と来たくないなと思っていたんですけど、岡山地裁の親切な職員さん、裁判官さん、検察官さんのおかげで有意義な体験となりました。ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。

これからの質問は、分かりやすい審理や評議に関する感想や印象、意見を伺い

たいと思います。もっと裁判所はこうしたほうがいいと、評議でこうしたほうがよかったとか、あとは検察官や弁護人が出された書面についての御意見ですとか、是非伺いたいと思います。

ここからもまた1番さんから伺っていきたいと思いますけれども、まず1番さんが担当された事件は、例えば大麻栽培を業としたとか、営利の目的とか、そういった法律用語が難しい面もあったのではないかと思います。そういうところからまずお聞かせいただければと思います。

1番

法律用語に関してはどうか、大麻に関しても全く知識がありませんし、初めて聞く、初めて見ることばかりだったので、正直申し上げて、話についていくだけで精一杯で、途中からメモをとるのはやめてしまった時期もありますし、自分で何を言っているのか、何を考えているのか、完全に頭の中が迷子になっている日もありましたけど、でも進行役の倉成裁判官さんが皆さんに1人ずつの話を解きほぐしながら、緊張を解きほぐしながらじっくりお話を聞いてくださったり、お話が迷子になりかけても上手に軌道修正してくださって、最終的には自分なりの意見を素直にお伝えすることができたと思います。余談ですが、私の周りでも、やはり法律の知識がないと裁判員ってできないんじゃないんみたいなことを言われたこともありますけど、逆に私は全く知識がないほうがいいのかと今回初めて知りました。皆さんの意見とか考え方が違うのは当たり前なんですけども、最終的に一つの結論にたどり着けたというのは非常に一体感があってよかったように思います。

司会

ありがとうございました。経験者の2番さんも同じ事件に参加していただきましたが、例えば栽培した本数ですね、過去に遡って計算をするという場面ですとか、共犯の中での立場から、どういう、業としてという立場にあるのかどうか、そういった点も問題にはなりましたけれども、そういった点の難しさについてで

すとか、もっとこうしたほうがよかったとか、そういう御意見がありましたらお願いいたします。

2番

栽培方法っていうのは初めて聞く言葉がすごく多くて、大麻の茎というか、部分によっても名前が違ったりとか、全く知らないところから一つ一つ教えていただいたのと、日にちを重ねるごとにちょっとずつ分かっていったという感じです。分からない言葉とか、ふだん私が考えていることと、考え方ですか、そこがずれたときに分からなくなるというところがあって、そこはこういうふうに分かるといいんじゃないかっていうところを教えてください、ああ、こういうふうに分かるといいんだなっていうふうに分かっていったという形です。私たちが扱った事件は、私的には置かれている立場と刑の重さというか、そういうところですごく葛藤があったりとかしたんですけど、みんなで審理をしていく上で、いろんな考え方がありましたので、私は補充裁判員だったんですけど、最後はちゃんと自分の中で納得して、私は最後に刑を決めるときには補充裁判員なので中に入っているわけではないんですけど、審理した内容はすごく納得ができたかなというふうに思います。

司会

ありがとうございました。経験者の3番さんも大麻栽培を業とした事件を担当していただきましたが、同じく法律用語が出てきたりした中で、薬物犯罪収益の話も出てきていたと思います。その点も含めて、分かりやすさの点ですとか、また検察官や弁護人が出された書類などについても何か御意見がありましたらお聞かせください。

3番

今回、大麻ということで、殺人とか、分かりやすい判決が出るのとは違ったので、実際、業としてという言葉自体は聞いたことはあったんですけど、実際こういうことかっていうのと、実際の収益は通帳とか、資料とかいろいろ出していた

だいて、それも分かりやすく自分なりに理解はできたかなとは思っています。ただ刑を決めるってなると、実際ははっきりした前提っていうのがないと自分の中ではよく分からないというのがあったんで、それは過去の判例とか、そういうのを参考にはしつつ、自分なりの意見を出すというところはできたかなと思います。本当に、殺人罪とかのように、はっきり分かるものではないので、その辺は大変だったんですけど、いろんな方の説明を聞いて、自分なりに納得して出せた結果なのかなと思います。

司会

今の点は、量刑、刑を決めるときに、評議室の中で量刑グラフなどを見ながら判断したという前提がありまして、そういう量刑グラフの表を見ながら皆さんで議論して最終的には刑を決めていったという、その場面での話ですね。ありがとうございました。

それでは、続いて経験者の4番さんが経験した事件は、例えば争点として責任能力という話が出てきまして、心神喪失とか心神耗弱という話もありましたし、検察官の冒頭陳述や証拠の説明、論告でそういう言葉が出てきたという場面があったと思います。広汎性発達障害という障害が出てきたというところなんですけど、そういった点での説明の分かりやすさ、分かりにくさとか、理解がどのぐらいのところまでできたかどうか、最初の冒頭陳述のところまで理解できたか、理解できなかったとしたらどういうところなのかななどについて、もし御意見などがありましたらお聞かせください。

4番

心神喪失、心神耗弱に関しては、裁判官の方から定義を教えてくださいました。それで、耗弱と喪失の違いということも議論に入る前にはっきりそのところをかみ砕いて説明していただいたので、そこで分からなくて困るということはずなかつたです。あと、広汎性発達障害という障害についてですけれども、これも診断基準があつて詳しい説明があつたので、そのところに私自身は分かりにく

さは全然なくて、具体的に被告人はこういうことがしんどいんだなとか、そういうことが分かんないんだなというのは私は分かりました。その辺は一番のポイントだったと思うので、このケースはですね。分かりましたし、ほかの人からも質問が飛んでいたんで、それに裁判官も答えてくれて、より一層分かったというか、そういうことでした。

司会

ありがとうございました。今の場面のお話は、法廷で証拠を見たり聞いたり、検察官や弁護人が説明する場面ではなくて、評議室というところで裁判官と裁判員などの方が部屋に入って、これまでの審理を振り返りましょうというところで裁判官からの説明があったということですか。

4番

そうです。ホワイトボードを使ってくださって、心神耗弱と喪失との違いというのを全部書いてくださったのでとても分かりやすかったです。

司会

その中で裁判員に対して説明があって、それに対してまた裁判員から質問があって、より一層理解を深めることができたということですか。

4番

はい、そうです。

司会

更に質問なんですけど、例えば検察官の冒頭陳述の書面、最初に配られた書面があったと思うんですが、その内容では理解できたかどうかというところはいかがでしょうか。

4番

私は、初めに少しそういうことを知っていたのもありましたので理解はできました。

司会

ありがとうございました。同じく経験者の5番さんも同じ事件を担当されて、特にお医者さんの尋問があったりですとか、被告人のお母さんの尋問があったと聞いていますが、その中で分かりにくかった点やもっとうこうしてほしい点などということや、調書のほうで、証拠調べのときに調書を朗読されたということですが、それが分かりやすかったかどうかというところがもし思い出されましたら教えていただけますでしょうか。

5番

意見とか、医師の診断とか、あと直接質問を私たちから投げかけてもらったりとかもしたんですけども、私の中の勝手なイメージですよ、お医者さんは偉そうに言うっていうイメージがあったんですけど、そんなこともなくて、フランクにずっとしゃべってくれていたなという印象がすごくありまして、その中でも、後から出てくるのがやっぱり多くて、その場では聞いたふうでいたけども、例えば評議をしている間に、ああ、ここについてもっと聞きたかったなとか、ここはお医者さんの診断でこういうふう考えたからこうなったという、そういう細かいところを本当はもっと聞きたかったかなというのがすごくありまして、その場だけで質問を全部ってなるとやっぱりそこは難しいなと思いました。できることなら評議室にもいてほしかったなという、それで質問攻めをしたかったかなと。裁判の雰囲気の中で質問するってやっぱりやりにくいですし、言葉も選びますし、なので私たちの評議の雰囲気っていうのがすごく言いたいことを言っているぐらい意見が活発に出ていたところなので、多分質問攻めぐらいの勢いだったかなと思うんです。検察官でも、弁護人の方にしても、本当に評議室にいてくれて質問を受けてくれるほうがうれしいなっていう感じです。後からは聞けない、後から聞けない、聞けばよかった、でもここは分かんない、ここは分かんない、どうする、どうするっていうのでそこからみんなが意見を出して、意見を出して意見をまとめるっていう形になったんで、裁判の在り方がこうなんで仕方がないんですけどね。

司会

今の点なんですけども、お医者さんが話す内容が難しかったからなのか、もっとこうしておけばよかったっていうようなところなのか、お気付きの点があれば教えていただけますか。

5番

評議の中で、新たな着眼点が出てくるんです、どうしても。その着眼点に対する質問というのは医師の方に直接聞かないと分からないことがいっぱい出てきたんです。ちょっと複雑だったんで、今回の内容が。視界を広げれば広げるほど、着眼点をいっぱい持つことによって、こんなことが、こんなことがっていうことがどンドンどンドン出てくることだったんで、そこに関しては大変な事案だったんで、お医者さんの意見とかはその場では全部理解できた上からの更への質問というのはありました。

司会

分かりました。あともう一点の質問ですけども、これは調書の分量が多いとか、長い調書の朗読に関する質問なんですけれども、どのようにしたら調書の内容が分かりやすいと思いますかという検察側からの質問があるんですけども・・・。

大原検事

御遺族のお話を検察官がまとめた書類というのを検察官のほうでずっと読んでいるというのが、多分10分以上読んでいるというような場面が何通かあったように思っています。それはお聞きになっているほうとしては聞いてられないということはあるかなというところを心配してしまして質問させていただいております。

5番

そういうことはなかったですし、むしろ学生時代よりいっぱいメモをとって、そこは聞き逃さないようにと思って聞き入っていました。早口じゃなかったんで、聞きとりやすかったんで、多分早口な方とかだったら聞き逃したりとか、メモを

とり忘れちゃったというのは出てきたらと思う。あと、どちらかというとはっと目で見ると感じる感じを出してもらったほうがもっと分かりやすかったのかな。例えば図解とか、こういう会話がありましたよとか、それがあつたから、こう言つて、こう言つて、こう言つて、こう言つて、あつたからこうだつたんですよという流れが来て、こう、こう、目で見るとからの記憶を少し残したかつたので、それだつたらもうちょっと印象に残ることもあるだろうし、忘れないんじゃないかなというのはありました。

司会

今のこうで、こうで、こうでというのは、時系列ですか。

5番

そうですね、時系列が結構複雑にある事案だつたので、いつ頃こういうことが起きて、こうあつて、こういう会話が繰り広げられていましたとか、あとこういうふうな、家の中でこういう事件が起きていました、こういうことがあつて、あつて、あつて、あつて最終的に放火をしてしまいましたとかいうのがあつたんですけど、それは、どちらかというと言われたことを自分たちでまとめて、こういう順番だつたよねっていう確認を評議の中でとつていったような形だつたので、時系列の表ぐらいがあつて、そこにメモだつたり書くぐらいのほうが、評議をしたときにも分かりやすかつたのかなというのは思います。

司会

ありがとうございました。それでは次に、経験者6番さんに伺いたいのは、性犯罪の事件で、先ほど被害者が未成年で感情移入してしまったということをおっしゃいましたが、被害者の調書の分かりやすさとか、あと検察官側から出された冒頭陳述の内容やその後の証拠調べについて後で見返したりして活用したかどうかとか、分かりやすさの点について御感想があればお聞かせください。

6番

まず、事件の内容というのに入りにくかつた、自分の気持ちの中に入りにく

かったというのはあるんですが、最初に起訴状を読んだときも、それだけでは、簡単な概要だけだったので、頭の中の整理がぱっとできなくて、検察官側のほうの冒頭陳述で、こういう要点ごとに整理していけばいいんだなというのがそこで分かりました。あと、更に検察官の弁論のところで、それを更に深掘りをした資料を用意していただいたので、それをもとに評議のほうでいろいろとみんなで意見を出し合ったり、あと疑問点というのが出やすかったのかなというふうに思いました。ですから、評議の中ではその資料をすごく活用して意見が言えたのかなというふうに思いますし、また疑問点についても裁判官がすごく丁寧に一つ一つ納得いくまで説明していただいたので、全体的にすごく理解ができたと思います。

あと、量刑についてなんですけれども、量刑の分布グラフで過去の事例、場面ですとか、凶器があるかないかとか、傷害の度合いとか、そういったところが具体的に出ていて判断しやすかったなというところはあるんですけれども、反面で被害者のほうの心の傷については数値化できるものではないので、そのところはちょっと私の中でもやっとしたところがありました。これは多分私だけに限らず、皆さん多かれ少なかれあるのではないかなというふうに思います。

あと、最後に全体のスケジュールなんですけれども、今回3日間だったんですけれども、非常に評議の時間ですとか質問タイムですとか、時間に余裕を持ってスケジュールを組んでいただいていたので、焦った気持ちとかも中には出てきたんですけれども、その場面でも心を落ちつかせていただけるような時間を設けていただけたんじゃないかなというふうに感じました。

司会

ありがとうございました。それでは、経験者の7番さんは大麻栽培を業としたという事件に参加していただきましたが、先ほども大麻栽培を業としたという事件の中で伺った質問なんですけれども、例えば薬物犯罪収益が争われていたりですとか、大麻栽培の本数が争われていて、その算定方法に関する説明が検察官が提出した書面で分かりやすかったかどうかですとか、まずそのあたりについてお

聞かせいただけますでしょうか。

7番

まず、業としたということなんですけども、これは、今回の事件はある一定の期間で組織的に、なおかつ計画的に大麻を栽培していたということで、業としてということについては検察の指摘が本当に的を射ているなというふうに思いました。もう一つは、犯罪収益に関してですけども、この収益は銀行口座の入出金の履歴をもとに算出してあったんですけども、これも現金で入金してあるものの中から疑わしいものはきちんと除外して、最終的にこれが犯罪収益であろうというものだけがピックアップされておりました。表を見ても分かりやすかったですし、被告人であるとか弁護士の方から言われた大麻栽培以外での収益であるとか親族からの借入金についても疑わしいものは除外してあったんで、そういう意味では犯罪収益を認めるというか、確認する作業についても一つずつをチェックしていきながら結論に達することができたという点では非常に分かりやすい資料であったし、説明であったというふうに思っています。

司会

ありがとうございました。あと、加えての質問ですけれども、たくさん大麻草の写真が繰り返し出てきたというところがあるんですけども、その点で組織的に栽培している様子が伝わったかどうかはいかがでしょうか。

7番

8か月か9か月間にわたってつくっていたということが、もしああいう画像がなかったらすぐに理解することができなかったと思うんですけども、まだ大麻の苗が小さいときから枯れてしまっているものまで時系列で並べてあったのと、それからそれぞれ栽培をするためのキットであるとか、成長を早めるためのエアコンであるとか、二酸化炭素のボンベであるとか、組織的に長期間にわたってやっているということは画像から非常に分かりやすかったのと、もう一つは1回目につくったものの本数、2回目につくったものの本数というふうに幾らかダブルで

カウントしている可能性があるということで、最終的には検察の本数よりは多少減りましたが、説明としては画像があつて非常に分かりやすかつたというふうに思っています。

司会

ありがとうございました。それでは、同じく経験者8番の方に伺いますが、同じく大麻栽培を業としたという事件を担当していただきましたが、先ほどの法律用語の点ですとか、たくさんの写真が出てきた点の分かりやすさがどうかという点ですとか、あと検察官側の最後の論告メモの中に量刑グラフもあつたんですけども、そういったところで参考になつたかどうかの点も含めて何か御意見、御感想があればお聞かせください。

8番

先ほど説明していただいた量刑分布グラフというのは、私が量刑を決めるときにすごい参考になりました。弁護人の方も検察官の方も、非常に分かりやすいメモをつくっていただいたんですけど、どうしても最初のほうは私たちが緊張して、分かりやすい説明をしていただいたんですけど、それでもどうなのかなと思うところがあつてしまったのと、もちろん評議室に帰れば裁判官の方に質問して分からなかつたところというのは解決できるんですが、検察官や弁護士の方の説明の途中で分からないところが出てくると、どうしてもそこでは質問できずにどんどん説明が続いてしまうということがあつたので、分かりやすく説明し過ぎて悪いということはないと思います。あと、もう少し表とかグラフとか、先ほどの方が言われたんですけど、時系列が分かりやすくまとまつたものがあればいいかなというふうに思いました。

司会

ありがとうございました。

それでは、次の質問に移るんですけども、次の質問は、裁判員や補充裁判員として参加されたことによる御負担、仕事面での都合をどうやったらつけられる

かとか、精神的な御負担に関する感想や印象について伺いたいと思います。ただ、それだけではなくて、先ほどの審理や評議に関する感想などでまだ言い足りないことがあったということであればそれに加えておっしゃっていただけたらなと思います。

それでは、また1番さんからお願いしてよろしいでしょうか。

1番

参加することによる負担に関しては、私は専業主婦ですので、仕事に関して何か調整するということはありませんでしたが、私の実家の両親が体を壊してしまっていて、家事とか家のことの手伝いに通っておりましたので、あと病院の付き添いとか、そういうこともありましたので、その調整にばたばたしたなっていう印象です。あと、私が関わった案件に関しては大麻の案件でしたので、被告人に関してはもちろんそうなんですけども、人が生きたり亡くなったりの案件ではなかったもので、それほど精神面で負担があったとは余り思いませんでした。同じく裁判員の方とお話をすることによってある程度消化できたのかなっていうのがありました。ですから、最後に頂いたカウンセリングの、ああいうのはとてもいい取組だなと、私が使わせていただくことはなかったんですけど、ああいうことですとかはとてもいいなと、いい取組だなと感じました。

司会

ありがとうございました。最後にお配りしているのはメンタルサポートの御案内ですかね。

1番

はい、そうです。

司会

始まってから2日目ぐらいにお配りしたんでしたかね。24時間365日サポートしますという、そのことですね。

1番

はい，そうです。

司会

それも一つのお守り代わりにはなったっていいことですか。

1 番

そうですね。お守りというか，どうしてもというときにはこういうサポートがあるんだなということが今後の支えとしてよかったなと思います。

司会

ありがとうございます。それでは，経験者の2番さんのほうから，精神面や仕事面に関する御負担など，また先ほどの事件に関しても何か付け加えておくことなどがありましたらお願いいたします。

2 番

まず，仕事面については，やっぱり選ばれるところから入れると1週間かかったので，それだけの日にちの仕事の穴を埋めるというのはフォローしてくれているスタッフに対しては申し訳ないなという気持ちはありました。ただ，職場の環境的には国民の義務だからということで快く行かせてもらうことができたので，その点に関しては感謝しています。精神面につきましては，ここに来るまでもちょっとあったというところも負担がなくなかったです。それから，先ほどの質問とかぶってくるところもあると思うんですけども，一つ一つの資料がとても分かりやすかったですけど，資料の多さとか，検察の方の説明が，そこは絶対必要だから言わないといけないんだらうなっていうのはすごく思うんですけど，なれない環境で初日とか2日目とかなったりで，長時間ぶわっと話をすると，ええって感じで，裁判に参加している1週間というのはすごく疲れました。最後，裁判の判決が済んで控室というか，評議室に戻ったときにちょっと座ってお話する機会がほんの少しだったんですね。だから，私の希望としては，やっとここで終わったっていうところで，残れる方だけでよかったと思うんですけど，ちょっと終わったよっていうか，皆さんで話をする時間が持てたらすっと落ちる

というか、よかったんじゃないかなというふうに思います。

司会

最後の場面は、判決宣告後のことですかね。もう少し感想を言い合ったりだとか意見交換などができたらもっとよかったというところですかね。分かりました。

それじゃあ、3番さんのほうからは、先ほどお仕事の都合などについてもお話しいただきましたが、仕事面、精神面に関する感想や、そのほか事件のことについてでも結構ですので御意見がありましたらお願いします。

3番

仕事面については、選ばれる前から、はがきが来たときからもしかしたら選ばれるかもしれないということであらかじめ言ってあったので、大分調整はしてもらったり、たまたまそのときに代わりのお人がおられたんで、本当にたまたまそこだけだったんですけど、私の代わりをしていただいたということで助かりました。あと、精神面については、今回大麻なんで、特に自分としてはそんなになかったんですけど、たまたま被告人の中に若干怖い人が、人相の怖い人がいたので多少びびったんですけど、全然何もないんですけど。

精神面ではないんですけど、裁判の中で、自分としては質問ができたので、すごいそれは裁判に参加したなっていうのがありました。評議の中でいろんな意見を出し合うだけだと飽くまでも素人の中ということなんですけど、実際の法廷の中で自分なりに、大した質問はしてないんですけど、被告人に対して質問ができたというのがすごくよかったかなと思うんですけど、なかなか質問される方っていなかった。私が体験した中で、何度か同じ人が質問されていたんですけど、大半の方は質問されていなくて、いろいろ話を聞いただけだったんで、やっぱりもうちょっと質問ができると、なかなか裁判の中で質問するっていうのは難しいと思うんですけど、そこができれば本当に参加したってなるのかなっていうのは思いました。

司会

ありがとうございました。それでは、経験者の4番さんのほうから、参加したことに対するいろいろな負担ですとか、審理や評議に関する感想など、また付け加える点等がありましたらお願いします。

4番

7日間だったので、仕事の調整というのが本当に大変でした。でも、上司に特別理解があったし、同僚たちも頑張ってきたらというふうに言ってくれたので、私はすんなり参加できたんですけども、やっぱりそんなに休めないから参加できないって最初から断っている人が実はすごく多くて、もうちょっと職場自体が仕事を調整してコントロールするっていう前提っていうのを、そう書いてあるんですけど、もっとそれをはっきりさせたほうが参加できる人が増えるんじゃないかなと思いました。私も実際上司に言うのは勇気が要りましたし、7日間になったらやっぱり仕事をほかの人に頼まなくちゃいけなくなるので大変だと思うので、何かそういう大前提みたいなのがはっきりあると参加できる人が増えるのになというふうに思いました。

あと、精神的な負担なんですけど、これは私の個人的なことなんですけれども、争点の責任能力っていうところで、広汎性発達障害をお持ちの方で、私はたまたまそういう方に接する仕事をしているもので、すごく感情移入してしまうところがあって、これは私がいろんな説明書を読んでいなかったのがそもそもは悪いんですけども、量刑を決めたりするときに多数決をとりましたよね。そのときに、その多数決っていうのは裁判員だけの多数決で決まるって思っていて、だから自分がしっかりしないと大変なことになるみたいに勝手に思って焦っていたところがありますね。自分の勘違いなんですけれども、ちょっとそういう負担が私にはありました。

あと、よかったなと思うのは、評議のときに、それぞれ皆さんいろんな立場の方が来られていて、その立場、立場で意見を言われるので全然違う意見なんですけども、議論が偏りかけたときに、裁判官の方がこっちから考えてみたらどうだ

ろう、こういうことはどうだろうという感じですがごくバランスをとってくださって、偏りがないように意見できるように進めてくださったのはすごくありがたかったです。

司会

ちょっと1点伺いたいんですけども、裁判員候補者に選ばれたときに、上司の方に渡せるような書面が入っていたかと思うんですけども、それを例えば上司の方に見せるとか、そういう形で使われたかどうかというところはいかがでしょうか。

4番

一番上の上司には見せてないんですけど、事務長というか、社長の下みたいな人には見せました。それで、ああ、こういうもんだなということで事務長から言ってもらおうという形で、でも断ることもありみたいな感じじゃないですか。だから、行かせてもらうのは罪悪感もあったり、もう少し大々的に、何かそういうふうな工夫があるともっと……。

司会

書面の内容で、もっと協力してくださいみたいな内容でフォローできるところがあるんじゃないかというところですか。

4番

そうですね、はい。職場のほうでコントロールするよというのとは書かれていましたけど、もう少し強くあったほうがいいのかと思いました。

司会

分かりました。経験者の2番さん、3番さん、その点うなずいておられましたけども、ちょっとその点について御意見があれば伺ってもよろしいでしょうか。職場に対する書面ですね、もし改善点とかがありましたら。

3番

たまたま私の場合は休めたんですけど、本来は男性1人なので、断ろうと思っ

たら断れたんですね。だけど、周りの方から、いい機会なんで参加してこいって逆に言われたので、助かったんですけど。自分も選ばれたら出たほうがいいなどは自分では思ってたんですけど、なかなか本当に許してくれるのかなというのは逆にあったんですけど、もともと職場に恵まれたのもあるというか、代わりの人があったというのがラッキーだったなと思うんですけど。

2番

私も一応入っていた書類は上司の方にお出ししました。最初はできるならならないようにと、そんなに休めないし。だけど断れる条件というか、あの項目を見たときに、どれも当てはまらないなっていうのがあったので、一応私の直属の上司には、こういうのが来たので、大変だというのはすごく分かっていたんですけど、断れる条件に自分は当てはまっていないというのを一緒に説明をして、お出ししました。随分昔なんですけど、裁判員制度が始まったときに、そういうのがあったときには参加ができるような環境だとか、そういうふうな案内があるのは何となく覚えていたのと、事務のほうもトップのほうもそういうふうに言ってくれたので、来やすい環境ではあったのかなと思います。

司会

ありがとうございました。それでは、続いて経験者の5番さんに、御負担の面ですとか、審理、評議についての感想で付け加える点などがございましたら御意見をお聞かせください。

5番

仕事面なんですけど、私は自営のほうなんで、直接収入に関わるっていったら、本当に関わることでして、仕事は休んだので。1コマを与えられる仕事なので、その1コマを休んだというのが実はありまして、そこに関しては不平とか不満は言わずに、前々から、もしかしたらなるかもしれないからということで休むという形をとらせてもらっていたんですけども。そういうこともあって、前々から準備できる仕事だったらいいと思うんですけども、予定が立っていたりとかする

方にとっては大変なのかなということはありません。精神面に関しては、7日間の期間中はもっともやもやと考えるのかなと思ったんですけども、家に帰ったらいろんなことに追われて忘れる時間が多かったです。報道とか、テレビとかで出ているのを見ると、また思い出すんですけども、テレビを見るのを止めて、新聞を読むのを止めてみたいな感じで、そこは切り替えて、切り替えてってさせてもらいました。今回、私の経験した裁判員裁判の評議するメンバーが本当にフランクな方が多かったので、評議の時間は評議のことを話して、評議が終わった瞬間に、本当に全然違う、全く違う会話をして盛り上がって、むしろそっちのほうがうるさいんじゃないかというふうになりつつ、いろんな人を巻き込みながら、裁判官とかも巻き込みながら、事務官、事務の方を巻き込みながらずっと爆笑の渦だったので、それはすごく助かったかなと思います。でも、裁判員で来てくださと言われて、来ました、すぐ、はい、決まりました、スタートという時間がなさ過ぎて、心の整理のほうはなかなかつきにくかったんで、すぐお昼御飯食べたらい、はい、裁判、時間なので行きましょうというふうに連れていかれる形だったので、それはちょっと、あつていう感じだったんで、そこはどうしても入り切れなくて、何すればいいんだろうというところからスタートしたかなとは思っています。

司会

今の点は、選任された日が午前を選任されて、午後から公判が始まって、それで気持ちの切替えというか、気持ちの準備というか、その点ですか。

5番

そうですね、はい。お昼ありますって言われて、はい、行きますぐらいの勢いだったんで、あつていう感じで、普通に公判になって、はい、座ってください、ここですよ、椅子はここですよという感じのスピードだったんで、何をすればいいのという感じで座った印象はあります。

司会

あと、今回の事件では、マスコミから注目されている事件で、判決宣告後にも

記者会見なども開かれましたけれども、その点についての御負担はいかがでしたか。

5 番

希望者がその後の記者会見とかやる形だったので、時間があつたり、いいかなという方が参加されたことだったので、それは別に大丈夫かなと思いますけども、実際新聞とかテレビを見てもそんなに報道されないんだっていう、あれだけ言ったのに量が少ないっていう、それは思いました。

司会

4 番さんは、今の点、付け加えて何か御感想はありますか。

4 番

記者会見って、自分の思ったこととか感じたことを言えるいい機会かなと思って頑張ったんですけど、新聞を見たらちょっとだったので、ちょっとさみしかったです。

司会

ありがとうございました。それでは、経験者 6 番の方は、性犯罪事案であったというところもありまして、精神的負担がその後どうなったのかとか、もしそのあたりも含めて御感想などをお聞かせいただければと思います。

6 番

それではまず、仕事面のほうなんですけれども、ありがたいことに私の会社は制度的にも公休扱いがありますし、上長も、それから職場の皆さんも理解を示してもらえたので、そこは遠慮なくお休みを、ちょうど忙しい時期ではあったんですけども、お休みをさせていただきました。ただ、気持ちよくお休みはさせていただくけど、お仕事の内容だけはたっぷり残っていたので、そこは日曜日とかに出勤して自分なりに解決をしていきまして、そこについても理解をしていただけたと思います。それで、私は今は異動しているんですけども、広島の方では裁判員制度とはっていうふうな説明みたいなものを広島の方の裁判所の方が職場に

来ていただいて、人を集めてそういった時間を設けて、セミナーではないんですけども、する機会がありました。今回、私たちもいきなり郵便物が来て、急に分からない状態で参加するような形にはなるんですけども、具体的にそういった、職場のほうに訪問して下さって、裁判員制度というのはこういうものですよというふうなお話をさせていただくというのは非常にいい取組だなというふうに思いました。それがあから、特にお休みのほうもしやすくなっていたんではないかなというふうに感じました。仕事の面ではそういったことになります。

精神面のほうなんですけれども、先ほど御山裁判官もおっしゃったように、事件の内容が、被害者がいまして、同世代の娘もおりましたので、非常にそういったところが、どうしてもプライベートなところまで考えてしまうようになってしまったり、あと被告人なんですけれども、結局判決を言い渡してもそれなりの期間が終わればまた出てきて、再犯率のことも考えますと、またかわいそうな未成年者とかの被害者が出てくるんじゃないかとか、つらい思いをする子たちがたくさん出てくるんじゃないかとか、そういったところまで考え込んでしまったところはずごくやるせない気持ちでいっぱいになりました。ただ、そういった気持ちにはなってはいたんですけども、そこも含めて裁判官とかのお言葉っていうのはすごく暖かかったので、私にとっては乗り切れたんじゃないかなというふうに思います。

司会

ありがとうございました。それでは、経験者の7番さんが参加していただいた事件は、拘束期間も8日間ということで比較的長く、また1週間ずっと審理が入るというのではなくて、1日審理のない曜日があったりですとか、公判と公判の間に中間評議、事件の振り返りができるような日もあったりしたんですけども、その日程などの感想も含めて御意見などを頂ければと思います。

7番

私自身は、この裁判員制度ができてから、できたら一刻も早く裁判員をやりたい

いなと個人的にはずっと希望していました。ただ、今私は60も過ぎましたので、非常勤で仕事をしている立場です。ですから、職場も理解ありますし、先ほど言われたようなスケジュールにも対応できる状態ではありました。ただ、振り返ると、現役時代にもしこの立場だったら、上司からも何とか断ってくれないかとか、私自身が部下からそういうことを言われても何とかならんのかなとかいうようなことで、すんなり8日間丸々、それもかなりぶっ通しの8日間に参加できたかどうかというのは疑問です。先ほど6番さんがおっしゃられたように、もう少し裁判員制度に参加できるような環境を社会的に整えていただけるようなアピールであるとか、広告であるとか、そういうことが浸透すれば参加してくれる方も増えるんだろうということは思います。一番最初に、選定のときに、裁判員を選出するために集められた方がものすごくたくさんいたのが実はびっくりしまして、こんなにたくさん集めないと裁判員の8名ぐらいをピックアップするのに難しいのかなという印象を受けました。ということは、社会的に分かって理解されていないんじゃないかなというような状態を感じています。

先ほどおっしゃられたスケジュールの件ですが、私自身は、中に1日ありましたが、一気に8日間没頭できたということで、非常にそのことに集中して考えることもできましたから、スケジュール的にはよかったんじゃないかなというふうに思っています。ただ、やっぱり慣れないので、初日、検察官の冒頭からずっと必死でメモしていましたんで、初日はくたくたに疲れました。でも、2日目からはそのリズムがだんだんだんだん整ってきて、最終最後はすごく満足度が高い結末を得ることができました。

もう一つ、実は大麻栽培という犯罪だったということで、社会に与えた害悪は確かにあるんですけども、直接的な被害者がいないという犯罪でしたので、被害者感情であるとかというものに偏ることがなくて冷静に裁判に臨めたのではないかなと思っています。もし直接的な被害者がいた裁判に参加をしていたら、もしかしたらこういう気持ちではおれなかった、もっと感情移入してしまったのかな

というふうに思いますけども、今回は客観的に見ることができたなというふうに感じています。

司会

ありがとうございました。それでは、経験者8番の方、負担の面ですとか審理や評議に関する感想について付け加えて述べておきたいことなどがありましたらお聞かせください。

8番

まず、仕事面に関してなんですけど、書類で上司の方に提出するものをつくっていただいたり、出頭証明を出してくださったりしたこともあって、私の会社はすごく理解があって、壮行式をされて、多分誰よりも盛大に送り出されたと思っています。そういった会社ってということもあるんですけど、やはり皆さん、守秘義務があると分かっているながらもどんな感じだったというのを聞いてこられます。それは職場に限らず、家族とかも心配というののもあって聞いてはくるんですけど、私のほうもどこまで言っていいかというのが判断がつきにくいところがありまして、そういったところの負担というのは今でもちょっとあるかなというふうに思います。

あと、今はネットで裁判員を体験した方とかのロコミといったものが簡単に分かってしまうので、もちろんそれを見て安心する部分というのはあったんですけど、不安に感じてしまう部分というのもありました。もちろん自分が見なければいいだけの話なんですけど、どうしても気になって見てしまって不安になってしまうということはありました。メンタルサポートのチラシを入れてくださったりだとか、あと何かあったら裁判所に電話して、緊急の際には警察のほうにも電話してくださいといったような書類をつくってくださったことでお守り代わりになって安心して参加できました。

司会

ありがとうございました。

それでは、質問は以上なんですけど、これから裁判員となられる方へのメッセージを全員に伺っていきたいと思います。

それでは、1番さんからお願いいたします。

1番

三つ前提がありまして、私が直接感じたことなんですけども、怖い、犯罪者と関わりたくないというのが1点。あと私は今仕事をせずに家庭の主婦で、子育ても終わりました、今度は親の介護をやっているんですが、やっぱりお仕事をされていらっしゃる方もそうなんですけども、家庭のことも大事なものですから、それも含めてというか、妹にちょっとお願いとか頼んだりとかということもありましたので、やはり家族の理解も大事かなと思いますので、これは社会全体での取り組みなのかなと思います。あと、もう一つは、やっぱり詳しい資料を読み込む前は法律の知識がないことというのがネックになるかなと思っていましたけど、そのネックをクリアしたというか、余り心配することはないという大前提によって、是非参加してくださいと、こんなチャンス、こんな貴重な経験はなかなか自分が望んでいても本当にありませんからということで、絶対もったいないですよとお伝えしたいです。

司会

ありがとうございます。それでは、経験者の2番さんからお願いします。

2番

私は、先ほども言ったんですけど、封書が来たときに、受けたくないなと本当に思っていたんですけど、やっぱりこの経験を通して、関心を持つっていうことをするようになりましたし、すごく審議もいろんな人の意見が聞けて本当によかったなと思っているので、大変だし精神的にもしんどいところはあるんですけど、もしこれから裁判員に当たった方には是非参加していただきたいなというふうに思います。社会の理解というか、仕事をしている方については、やっぱり会社の理解とか、そういう制度がもっと充実して参加しやすい環境になればいいな

と思います。

司会

ありがとうございます。それでは、経験者3番さんからお願いいたします。

3番

今回たまたま担当した事件が大麻だったので、さほど精神的にというのはなかったんで、ほかの事件だったらどうなんだろうっていうのがあるんですけど、実際裁判員になって、どういう裁判になるか分からないんですけど、できたら参加していただきたいなと思います。あと、さっきも言ったんですけど、やっぱり法廷で自分の意見や質問というのできる環境というか、せっかく選ばれたんで、どんな質問をしていいのかというのは難しいかもしれないですけど、せっかくなった方は、法廷で何か意見や質問を是非チャレンジしたらいいんじゃないかなというのは思います。

司会

ありがとうございます。それでは、経験者の4番さんからお願いします。

4番

この裁判員裁判というのは、私の印象では、世の中の人には断るのが前提のような気がするんです。参加したいって言うと、ええ、珍しい、参加したのって感じで、そういう感じが普通なので、私の職場でも。ですけど、私も自分にできるのかなとか、いろいろ悩みましたけど、参加してみて、自分のためにもなりました。いろんなことを振り返ることもあり、自分のためにもなったし、あと自分の立場で、自分の持っている力で少しでも社会のお役に立つっていう経験って大事だと思うし、断る前提で考えるんじゃなくて、とにかく大丈夫だから参加してみようというのを伝えたいです。

司会

ありがとうございました。それでは、経験者5番さんからお願いいたします。

5番

周りの環境さえ整えば、是非とも裁判員のほうも経験していただきたいなと思います、人生の中では経験できない、ものすごく貴重な経験になるのではないかなというのをすごく思いますので。むしろ各会社から何人かは絶対に出さんといけんぐらいの厳しい御達しぐらいがあればいいんじゃないかなと思うぐらい、それぐらいいっぱい経験者を増やして行って、やったの、やったのというぐらいの会話ができるぐらいの環境ができたらいんじゃないかなと思います。私の周りには全く経験者がいなかったんで、私が初めてだったので、何かそういうのをちょっと思います。

司会

ありがとうございます。それでは、6番さんからどうぞ。

6番

いろんな職種の方、主婦の方もいらっしゃいますし、年齢層も様々な方がいらっしゃいますので、本当にいろんな考え方があるのかなというのを、事件のことに限らず、いろんな考え方があるというのを感じさせられた3日間だったというふうに思います。どうしても会社に勤めていると価値観というのが偏ってきたりとかしてきますので、そういった面で、非常に自分としては人生経験としてはよかったなというふうに思いました。あと、家庭の中でも、裁判員になる前は会話が少なかった家庭だったんですけども、それを機に家庭の中でも会話が増えまして、最終日にはうちの主人が傍聴に来てくれまして、メンタルの面でも家族に救われたような気がしました。それから、これは自分が勝手に思っているのかもしれないですけども、一人でも多くの方がこういった裁判員に携わることによって事件や裁判など、身近に起こるものではなかなかないんですけども、ひょっとしたら事件の抑止につながることもあるのではないかなというふうに感じました。

司会

ありがとうございます。それでは、経験者7番さんからお願いいたします。

7 番

皆さんも言われたことと同じなんですけども、本当に貴重な経験をさせていただきました。これから裁判員になられる方には、ほんまに万難を排して参加されることを望みます。

司会

ありがとうございました。それでは、経験者 8 番さんからお願いいたします。

8 番

どうしても裁判員というとマイナスなイメージというのがニュースとかでも取り上げられがちだと思うんですけど、そういった固定概念にとらわれずに積極的に参加していただきたいなと思います。私ももう一度案内が来たら是非やらせていただきたいなと思っているぐらい大変貴重な経験をさせていただきました。法律の知識だけじゃなく、いろんな世代の方と関わったり、ふだんは絶対関わることがないような裁判官の方とお話ができたりっていうのはいろんな面で貴重な経験になりました。

司会

皆様どうもありがとうございました。そろそろ時間が来ましたので、これで意見交換会は終了となりますが、最後に出席者のほうからの挨拶をさせていただいて終わりとさせていただきます。それでは、まず検察官のほうからお願いいたします。

大原検事

検察官として、ふだん裁判員の方と直接話すことはありませんので、大変貴重な経験になりました。本当にありがとうございました。我々としては、皆さんにより分かりやすい、特に初日の最初のほうを分かりやすいように努力をさせていただきたいと思います。そのほかにもいろいろと改善すべき示唆を頂いたと思っております。生かしていきたいと思っております。今日は本当にありがとうございました。

川村検事

本日は大変貴重な御意見を頂きありがとうございました。私たちのほうも、やはり周りが法律の知識を有する方が多いので、法律の知識のない方や一般の方々に対して具体的にどのように説明すれば理解していただけるのかということをや日々悩んでいる次第でございます。ですので、このような機会を設けていただければ今後の裁判員裁判にも非常に役に立つと思いますので、ありがとうございました。

岩崎弁護士

本日は大変貴重な意見をお聞かせいただきましてありがとうございました。私も担当した事件を思い起こしてみると、2人の方が亡くなられているという、大変取り返しのつかない結果が起きている重大な事件というのも本当に争いのないところなんですけれども、ただ弁護士という立場で、被告人が逮捕されてから判決が出るまで、もう一人の弁護士と共に1年4か月ぐらい被告人と関わってくる中で、やっぱり発達障害とか、審理でも出てきたと思うんですけど、多重人格というふうなところとか、すごく本当は伝え切れないぐらいたくさんエピソードがあるんですけれども、それを、やはり裁判の中での限られた時間で何とか裁判官とか裁判員の皆様に伝えたいという思いでやってきました。今日の御意見を伺って、本当にもっと自分のしゃべるペースはどうだったろうとか、説明の仕方がもっと分かりやすくてよかったんじゃないかとか反省すべきことがまだまだどんどん出てくるんですけれども、評議のところで本当にいろんな意見とか、どんどん疑問点が出てきてたくさん議論していただいたということが伺えて、その点は本当にこの制度の有意義な点だと思いました。今日聞いた意見を今後に生かしていきたいと思います。ありがとうございました。

北村弁護士

本日は、大変お忙しい中、本当に貴重な御意見ありがとうございました。今日、特に印象に残っている皆様方のお話としては、皆さんが本当に我々であったり、

検察官，裁判官の話を理解しようと一生懸命頑張っておられる，1日目はすごくへとへとになるという話はすごく印象的で，自分のモチベーションにもつながるようなエピソードだったかなと思います。そういうような皆様のお気持ちにこたえられるように，評議でも使えるようなメモの作成であったり，分かりやすい説明にこれからも取り組んでいきたいと思っています。本当に今日はありがとうございました。

倉成判事

今日は長時間ありがとうございました。皆様からお褒めの言葉を頂いた部分もありました。それはすごく心強く思いましたし，それは今後をもっともっと生かしていきたいなと思っています。それとは逆に，審理のスケジュールの持ち方であるとか，審理の在り方であるとか，評議の進め方であるとか，そういった点については指摘を多く頂いたと思っています。まだまだ発展途上の制度ということになりますので，我々も頂いた御意見を参考にしながらもっともっといい制度にしていきたいなと思っております。何よりも，多くの方に参加していただく必要があると考えているんですが，その点に関しましてもいろんな貴重な御示唆を頂きまして，それも踏まえて我々も努力していかなければいけないなと思っています。今日はありがとうございました。

司会

本日はどうもありがとうございました。裁判員裁判は，10年といいましても，まだまだ未熟な制度だと思われまます。裁判員に選ばれた方が当たり前のように参加していただけるにはどうしたらいいか，これからも信頼される制度として成熟していくためにはどうしたらいいかということを今日の皆様の御意見も参考にしながら，今後に向けてもっともっと努力をしていかなければいけないなと考えた次第です。今日は本当にお忙しい中どうもありがとうございました。

総務課長（進行）

経験者の皆さん，ありがとうございました。皆さん，お疲れのところ大変恐縮

なんですが、今日報道の方が来られていまして、記者の方から皆様に質問させていただき時間を少し設けさせていただきたいと思いますので、もう少しお付き合いください。記者の方、よろしくお願いいたします。

記者A

先ほど、経験者の方からもあったんですけど、取材がたくさんあった割には余り紙面に反映されてなかったという声があったので、今後多くの方に裁判員に参加してもらえるように私たちも少しでもこれから経験される方々の具体的な声なんかを紙面の中で多く取り上げていきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

幾つか質問を用意してきたんですけど、一つ私のほうから質問させていただきんですけど、今回経験された方々は、周囲に体験したことを話すことができましたか。実際にどんな話をしたのか、言える範囲でいいので教えてほしいのと、さっきも経験者の方が言われていたんですけど、どこまでの情報が守秘義務にかかってくるか分からなかったりとか、それが重荷になって何かを話すことができなかったということがありましたか。そこら辺をお願いします。

1 番

私の場合は、なぜか周りが気を遣って、逆に何も聞いてこないんです。聞いたらいけないみたいに思っているみたいで、私が裁判員が終わってから周りにお話ししたので、お友達とか知り合いの方だったり、ごく親しい人にしか裁判員を経験していることとお話ししなかったんですけども、逆に何も聞いてこないと寂しい気持ちもあります。ただ、中にはとても興味のある人がいて、どんどん食いついてくる人もいたので、本当に1人か2人なんですけど、それは私としては、法廷でのお話というか、法廷でのやり取り以外はお話していません。下手に口を滑らせてはいけないのかなっていうところがあるので、法廷での内容以外は私の中ではお話をしていませんし、これからはずっとそのこととお話しすることはないと思います。やはり、先ほどもどなたかがおっしゃっていたんですけど、明確

な被害者，この方が被害者っていう方がいらっしゃる事件ではなかったのので，社会全体に与えた影響が大変大きかったのので，そのことに関しては，私自身も今までの自分の人生を振り返ったりとか，今後の自分の生き方とかに影響を与えたような経験でしたので，そういう部分ではお話をすることがこれからあるかもしれないんですが，内容に関しては先ほど申し上げたような内容で終始すると思います。

2番

私は，この裁判員裁判に参加すること自体をどこまで言っているのかなというところからよく分からなかったのので，職場では本当に上司とか一部の人ぐらいには言っていたんですけど，みんなに周知してというか，知ってもらってという参加ではありませんでした。やっぱり，多分皆さんも，スタッフの方も気にはなるけど，どこまで聞いていいのかっていうのは思っているみたいで，聞きたいけどどこまで聞いていいのかなっていう感じを醸し出されながらいました。初日から守秘義務とか，そういうところはきちんと説明を頂いていたので，裁判の中での話というところは大丈夫ですというところで，本当に簡単に言えば，そういうところは済んでから職場で話をしました。家ではそういう裁判の中でのことも少し言いましたが，やっぱり日々とても疲れて，疲れたという言葉のほうが実際には多かったかなと思います。

3番

実際話はしたんですけど，事件が事件だったんで，殺人事件とかいうよりは余り関心がなかったのと，幸い候補者になる前のところで断られた方が結構いたので，そもそも関心がない，話しても関心がなかった方が多かったという印象です。こう言ったらあれなんですけど，事件そのものが話してもというのがあったんで，実際は内容は詳しくは話してないんですけど，僕の印象としては関心がなかったという印象がありました。

4番

守秘義務に関しては、裁判官の方から教えてもらっていたので、それで何か迷ったりとかいうことは特になかったです。私は、内容的なことというのは自分の職場に役立つと思ったので、自分のほうから、法廷で出たことだけなんですけど、報告したんですけど、報告し始めたら周りのほうが動揺して、えっ、言ってもいいの、えっ、大丈夫なのみたいな感じになったので、法廷で出たことは大丈夫なんだよって、ああ、そうなんだ、一言も聞いたらいけないって、大変なことになると思っているみたいで、私の周りは。だからちょっとそういうお話をして、それを逆に生かすことができたというのがよかったですと思います。

5番

今回の事件に関してはよく報道はされていたので、内容はと聞かれた瞬間にB新聞を見るか、ネットニュースを見てよっていうふうに統一して、何も言わないようにというふうに私の中では統一していました。周りが、下の子が幼稚園の子がいるんで、私も幼稚園のお迎えに明らかに来ないというんで分かっている。それで、久しぶりに行った瞬間に囲み取材みたいな形になりまして、何をやってたのということでもいろいろ説明をして、内容はこのとおりです、B新聞を見てくださいというふうに応じて、聞かれたことは答えて。主婦の人はやっぱり興味津々な部分が多くて、すごいいろんなことを聞かれたんですけど、聞く内容というのは日当は出たとか、交通費は出たとか、そういう話で。出たと話をした瞬間にみんなやりたいと手が挙がったぐらいなんで、そういう感じでフランクに話す機会が私は多かったのでよかったのかなと思います。

6番

私は、職場では選ばれたとき、明日からお休みしますっていうふうなお話のときに、いついつこういった書面が来て、こういった流れで、抽せんで選ばれましたっていうふうな説明をしました。そこはインターネットのほうを見ていて、それはきちんとお伝えしても大丈夫だなというふうに思ったので、その部分はお話しして、最後、お休み明けに出勤したときに、先ほどいろいろとお話をさせてい

ただいたような感想をお伝えして、もし当たったら、いい経験になるから是非受けてねっていうふうな話をしました。内容の面については、職場のほうでは人によっては仕事そっちのけで突っ込んでいろいろと細かく聞いてきたりする人もいるので、最初に守秘義務と、それからそうでないところの境がだんだん分かんなくなってきたら困るので、余り聞かないでねというふうに言いました。家では守秘義務はここからここまでっていうふうに説明を受けたというふうに話をするとそのことに対しては聞かれることもなく、それ以外の話のほうは家ではしました。

7番

私は、国の行政機関で非常勤の仕事をしていますので、同じ職場の方は皆さん仕事上の守秘義務を負っている人なんで、ここに来ている間も、それから職場に帰ったときも基本的に私に迷惑がかかってはいけないというふうに思われている方が多いんだと思うんですけども、ほとんど裁判についての質問はありません。日当は出たんとかいう話はありませんけども、やっぱり日頃の仕事上での守秘義務という意識が非常に高いんだろうと思います。ただ、彼らは仕事上裁判員になれない立場なので、皆さんうらやましい、わしもやりたいんだという話は、10人が10人言ってこられますけども、守秘義務という点で困るということはありませんでした。

8番

私は今でも守秘義務に困っている身なんですけど、やはり皆さん、どこからが守秘義務なのかっていうのが、私も分かってなかった部分もあるんですけど、選ばれたっていうことを、それは言っていることなのって分かってない方もいらっしゃるし、どうせばれんやろみたいに言って聞いてくる方もいらっしゃるって、質問に対するお答えになってはいないと思うんですけど、裁判所だったり、そういった機関がこういったことは守秘義務ですっていう明確な線引きだったりとか、分かりやすい資料を使ってよりいろんな多くの人に知れるような機会をつくって

いただきたいなというふうに思います。

総務課長（進行）

本当に貴重な意見ありがとうございました。以上をもちまして裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。お疲れさまでございました。

以 上